

(参考) 区分記載請求書の再交付が受けられない場合

- 「適用税率に誤りがあるレシート」を受領した場合、基本的には取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。
- この点、区分記載請求書等保存方式の下では、軽減税率制度実施前と同様に、
 - ・ **3万円未満の少額な取引等**
 - ・ **3万円以上の取引であっても「請求書等の交付を受けられなかったことについて、やむを得ない理由がある場合」**については、請求書等の保存がなくとも**「帳簿のみ保存」により仕入税額控除の適用を受けることができます。**
- ※ 買い手が売り手に区分記載請求書等の再交付を依頼しても交付を受けられなかった場合などは、「請求書等の交付を受けられなかったことについて、やむを得ない理由がある場合」に該当すると考えられます。

○ イメージ

【小売店等】



軽減税率(8%)が適用される飲食料品について、標準税率(10%)が適用された場合の税込価格で販売

誤りのレシート



買い手
【事業者】

支払対価の額が3万円未満の場合

適正な税率(8%)で記帳

株△△ ○○店
TEL 03-XXXX-XXXX
20XX年12月02日(月)13:45

飲食料品 1点
@10,000 10,000円

8%対象計 0円
外税額 0円
10%対象計 10,000円
外税額 1,000円
合計 11,000円

※は軽減税率対象品目

20XX年		摘要		借方
月	日			
12	2	飲食料品	※	11,000

※ 軽減税率対象品目

【仕入れ】11,000円
→ 本体価格 10,186円
消費税相当額 814円
(11,000×8/108≒814)

「帳簿のみ保存」による仕入税額控除可

やむを得ない理由がある場合(3万円以上の場合)

適正な税率(8%)で記帳

(注) 帳簿に「やむを得ない理由」及び「課税仕入れの相手方の住所又は所在地」を記載する必要があることに留意。

株△△ ○○店
TEL 03-XXXX-XXXX
20XX年12月02日(月)13:45

飲食料品 5点
@10,000 50,000円

8%対象計 0円
外税額 0円
10%対象計 50,000円
外税額 5,000円
合計 55,000円

※は軽減税率対象品目

20XX年		摘要		借方	備考
月	日				
12	2	飲食料品	※	55,000	再交付依頼するも交付を受けられなかった ○○区○○

※ 軽減税率対象品目

【仕入れ】55,000円
→ 本体価格 50,926円
消費税相当額 4,074円
(55,000×8/108≒4,074)

「帳簿のみ保存」による仕入税額控除可

※ 「3万円未満の取引」かどうかは、1回の取引が税込3万円かどうかで判定
→ 一商品ごとの税込金額によるものではないことに留意